

備考 東京都杉並区

住所書換 平成 39年 11 月 28 日
東京都都市整備局住宅政策推進部

松庵 2-6-19

松庵 アパニエー 502

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会

研修センター (3234)4691

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。

2022